



# 熊本県公報

第 1 2 4 7 4 号  
平成 27 年 11 月 27 日 (金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>		
○熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(自然保護課)	1
<b>告 示</b>		
○鳥獣捕獲等事業の認定	(自然保護課)	2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	2
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	2
○平成 28 年度自動車税納税通知書等に係る業務委託の一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(税務課)	2
○道路の区域変更	(道路保全課)	3
○道路の供用開始	( 〃 )	3
○道路の供用開始	( 〃 )	4
○道路の供用開始	( 〃 )	4
○道路の供用開始	( 〃 )	4
<b>公 告</b>		
○換地計画の決定	(農地整備課)	4
○換地計画の適否決定	( 〃 )	5
○平成 27 年度ふぐ処理師試験の実施	(健康危機管理課)	5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	7
○熊本都市計画特別用途地区の変更(熊本市決定)	(都市計画課)	7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	7
○平成 28 年度自動車税納税通知書等に係る業務委託の一般競争入札の実施	(税務課)	7
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・農業振興課)	11
○換地計画の決定	(農地整備課)	11
<b>登 載 依 頼</b>		
○熊本県住宅供給公社が所有する不動産の一般競争入札の実施	(熊本県住宅供給公社)	12
○不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則	(警察本部生活環境課)	14
○有明海自動車搬送船事業の業務状況を説明する書類の公表	(有明海自動車運送船組合)	14
○熊本県社会福祉審議会の開催	(社会福祉審議会)	25
<b>正 誤</b>		
○昭和 25 年 1 2 月 2 0 日熊本県条例第 6 0 号(熊本県建築審査会条例)中	(建築課)	25

## 規 則

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 27 年 1 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 4 1 号

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県立自然公園条例施行規則(昭和 4 7 年熊本県規則第 4 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 号に次のように加える。

コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和 1, 0 0 0 平方メートル

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成27年12月31日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、改正後の第23条第1号コの規定は、適用しない。

告 示

**熊本県告示第1033号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
一般社団法人熊本県猟友会  
熊本県熊本市中央区新大江二丁目18番5号  
本山 浩二

**熊本県告示第1034号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字多良木字岩井3675番10
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第1035号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡御船町大字滝尾字明王堂5615・5633番合併1、5615・5633番合併2、5653番
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県中央広域本部上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第1036号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
平成28年度自動車税納税通知書等に係る業務委託
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資

格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)に掲げる提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

告示の日から平成27年12月4日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年11月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市姫戸町二間戸字赤石崎	前	9.0	191.6	防交安 (改築)
		5933番1地先から		27.8		
		同所	後	9.0	191.6	
		5925番6地先まで		43.5		

2 区域を変更する期日 平成27年11月27日

熊本県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年11月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	引地本町線	天草市本町本字矢英 7048番1地先から 同所 7051番2地先まで	112.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年12月1日

**熊本県告示第1039号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年11月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本玉名線	玉名市天水町小天字八鉢 6980番2地先から 同所 6981番2地先まで	14.8	活力基盤 改築（迂 回路の設 置）

## 2 供用を開始する期日 平成27年12月1日

**熊本県告示第1040号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年11月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字古石字古道 538番1地先から 同所 538番2地先まで	55.5	単道改

## 2 供用を開始する期日 平成27年11月30日

**熊本県告示第1041号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年11月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門菰田山鹿線	山鹿市椿井字尾崎 1212番地先から 同所 548番2地先まで	113.0	防交 （改築）

## 2 供用を開始する期日 平成27年11月27日

**公 告****熊本県公告第762号**

県営南関東地区（堂突換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成27年11月30日から  
平成27年12月28日まで
- 2 縦覧の場所 南関町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地等明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第763号**

阿蘇市長佐藤義興から認可の申請があった手野地区の換地計画については、平成27年11月17日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成27年11月30日から  
平成27年12月28日まで
- 2 縦覧の場所 阿蘇市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地等明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第764号**

熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条第3項の規定により平成27年度ふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第4項の規定により公告する。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時 平成28年2月7日午前9時
- 2 試験会場 熊本市中央区本荘町683番地2  
専修学校常盤学院
- 3 試験科目
  - (1) 筆記試験
    - ア 公衆衛生学
    - イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
    - ウ 栄養学
    - エ 衛生関係法規
    - オ 調理理論
  - (2) 実地試験
    - ア 処理技術
    - イ 内臓鑑別
    - ウ 魚種鑑定
- 4 受験手続
  - (1) 提出書類
    - ア 受験願書
    - イ 履歴書
    - ウ 写真2葉（受験願書提出前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票に貼付すること。）
  - (2) 受験手数料 13,500円
  - (3) 受験の申込方法  
試験を受けようとする者は、関係書類に受験手数料13,500円分の熊本県証紙を添えて、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、熊本県健康福祉部健康危機管理課（郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に提出すること（郵送する場合は、現金書留によること。）
  - (4) 受験願書の提出期間  
受験願書の提出期間は、平成28年1月4日から平成28年1月14日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規

- 定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする(熊本市保健所においては、午後5時までとする。)。なお、郵送の場合は、平成28年1月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 5 合格基準
- (1) 筆記試験  
5科目の合計得点が満点の6割以上であること。ただし、1科目でも満点の4割未満のものがある場合は、不合格とする。
- (2) 実地試験  
総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器(精巣・卵巣)の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。
- 6 合格発表等
- (1) 合格者の発表は、平成28年2月23日午前10時に、県庁本館ロビー、各熊本県保健所、熊本市保健所及び県庁ホームページにて行う。
- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 その他
- (1) 受験願書の請求及び試験についての照会は、各熊本県保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課(電話096-333-2248(ダイヤルイン)又は096-383-1111 内線7081)に行うこと。
- (2) 郵便による受験願書の請求は、82円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封し、各熊本県保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課に請求すること。

**熊本県公告第765号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字中野4393番79  
648.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地  
千里殖産株式会社

**熊本県公告第766号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字松ノ本1665番162及び同1665番163  
860.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地  
千里殖産株式会社

**熊本県公告第767号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字向原990番2の一部、同990番8、同990番12の一部、同990番14、同990番16、同字下八町2189番10の一部及び同2189番30の一部  
499.50平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡菊陽町大字原水990番地8  
相馬 久孝

**熊本県公告第768号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字向原990番12の一部、同990番13、同990番15、同991番3の一部、同991番4の一部、同字下八町2189番11の一部及び同2189番30の一部  
499.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字原水990番地2  
相馬 傑

#### 熊本県公告第769号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字永田3657番5  
1,197.66平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市野々島4393番地190  
株式会社熊本県地鶏生産

#### 熊本県公告第770号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2145番1、同2145番3、同2146番1及び同2146番2  
1,474.60平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字久保田727番地1  
株式会社ファームクリエイト

#### 熊本県公告第771号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県公告第772号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字北甘木字古屋敷2075番7の一部  
323.01平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡嘉島町大字上六嘉2224番地  
村上 和繁  
村上 佑香

#### 熊本県公告第773号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年11月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
平成28年度自動車税納税通知書等に係る業務委託
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班（熊本県庁行政棟本館3階）
- (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
- (4) 業務委託の内容  
自動車税納税通知書等に係る業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間  
契約締結の日から平成28年9月30日まで
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認入札参加者側の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない者  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額  
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円の未端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とする。入札者側は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であることを。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付け。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容の変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けが可能だが、3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に当該登録内容の変更が間に合わない場合もある。
  - ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間  
公告の日から平成27年12月4日（金）午後5時まで
  - イ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
  - エ 提出方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
  - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
  - (5) 「プライバシーマーク制度の認定」、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証」のいずれかを取得している者であること。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 「プライバシーマーク制度の認定」若しくは「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証」の取得を証する書面の写し
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成27年12月14日（月）午後5時まで（閉庁日を除く。）
- (4) 提出先  
1(3)に掲げる入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成27年12月14日（月）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書等及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年1月7日（木）まで行う。また、帳票サンプルの閲覧については、1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年1月6日（水）午後5時まで閲覧可能とする。
- (3) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年1月6日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成28年1月7日（木）午前10時  
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課管理班  
(ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年1月6日（水）（必着）までに1(3)に掲げる入札担当部局（熊本県出納局管理調達課管理班）へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書きし、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きしたうえで、委託業務の名称を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札
- イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
  - 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
  - 開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
  - 免除する。
- 5 契約について
  - (1) 契約書の作成の要否
    - 要
  - (2) 契約の締結期限
    - 落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
    - 落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をも定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
  - (4) 契約保証金
    - 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
    - ア 納付期限 5 (3) に掲げる期限
    - イ 提出場所 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局  
熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班
- 6 その他
  - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
  - (1) 問合せ先
    - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること  
（本公告に係る発注・契約担当部局）  
熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班  
電話番号 096-333-2101  
ファックス番号 096-387-4901
    - イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
    - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
  - (2) 受付時間
    - 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日を除く。）
- 8 Summary
  - (1) Name and Content of Consignment
    - Making of the tax notices of the automobile tax and other supplies for fiscal 2016
  - (2) Date and Place for tender
    - Date: January 7, 2016, 10:00
    - Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and

- Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Management Section, Taxation Division,  
(3rd floor of Prefectural Government Main Building)  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2101
- (4) Others  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第774号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年11月27日から同年12月10日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
服部 寧志	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字京出1567番ほか2筆
濱崎 聖志	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上北字杉ノ場111番
久保田 文男	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字知敷原3番20ほか3筆
福永 謙次	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字七水口571番1ほか9筆
内山 幸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字岡ノ下2049番1ほか1筆
株式会社中居デ ーリィファーム	八代郡氷川町新田	八代郡氷川町島地字六番割648番ほか3筆
中山 大吾	上益城郡嘉島町上仲間	上益城郡嘉島町大字上仲間字中島996番ほか9筆

2 申請年月日  
平成27年11月13日

**熊本県公告第775号**

県営七浦地区（田浦鶴田換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年11月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成27年11月30日から  
平成27年12月28日まで
- 2 縦覧の場所 芦北町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地等明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

## 登載依頼

## 入札公告

熊本県住宅供給公社（以下「公社」という。）が所有する不動産の売却について、下記により一般競争入札に付します。

- 1 一般競争入札に付する物件名：光の森総合住宅展示場用地
  - (1) 所在地番：菊池郡菊陽町光の森七丁目40番1
  - (2) 地目：宅地
  - (3) 用途地域：準住居地域（指定建ぺい率60%、指定容積率200%）
  - (4) 地積：9,175.04㎡
  - (5) 最低売却価格：702,000,000円
- 2 入札参加資格
 

入札にあたり、その参加資格を以下（1）から（9）までのすべての条件を満たす者とします。

  - (1) 売却物件の売買代金の支払能力があること。
  - (2) 転売等による不当な利得を防ぐため、転売を目的とした購入でないこと。
  - (3) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）でないこと。
  - (4) 破産者で復権を得ない者でないこと。
  - (5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者でないこと。
  - (6) 「破壊活動防止法」に基づくところの破壊的団体及びその構成員でないこと。
  - (7) 当該物件の購入目的が「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」に基づくところの風俗営業・性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務に当たる場合の買受申出者でないこと。
  - (8) 申込受付最終日から起算して2年前の日以降において、次に掲げる者の一つに該当していないこと。（この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）
    - ① 故意に公社の所有する物件を損傷し、その価値を減少させた者
    - ② 公社が執行した競争入札の公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者
    - ③ 公社と落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - ④ 競争入札の実施に当たり当公社職員の職務の執行を妨げた者
    - ⑤ 正当な理由なく公社との契約を履行しなかった者
    - ⑥ 公社に提出した書類に虚偽の記載をした者
    - ⑦ その他公社に著しい損害を与えた者
    - ⑧ 前各号の一つに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (9) その他公社が不適当と認めたと者でないこと。
- 3 入札参加提出書類及び入札保証金の締切日時並びに提出先
  - (1) 事前提出書類（入札参加申込）について
    - ① 事前提出書類
      - ア) 一般競争入札参加申込書
      - イ) 委任状（ただし、必要な場合に限る。）
      - ウ) 商業登記簿謄本（発行日から3ヶ月以内のもの。個人の場合は不要。）
      - エ) 身元証明書（個人の場合。発行日から3ヶ月以内のもの。）
      - オ) 印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。）
      - カ) 入札参加資格に関する誓約書
      - キ) 資金計画書
      - ク) 上記キ)を説明するための根拠となる書類（残高証明書等）
      - ケ) 会社の概要がわかる書面（パンフレット等）
    - ② 提出締切日時  
平成28年1月22日（金）午後5時（必着）
    - ③ 提出先  
〒862-0950  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目5番19号  
熊本県住宅供給公社事務局（担当：岩谷、赤星）  
TEL 096-382-5553
    - ④ 提出方法  
郵送（一般書留、簡易書留又は宅配便）又は直接持参  
※ 事前提出書類は、公社で受領次第、形式面での確認を行い、受領した旨を書面で通知します。  
なお、提出書類に基本的な不備がある場合は、入札参加できませんが、

- 形式面での不備である場合は、補正についての御連絡をいたします。
- (2) 入札書の提出
    - ① 提出書類  
入札書（入札用封筒に入れ封緘してください。）
    - ② 提出締切日時  
平成28年2月4日（木）午後5時（必着）
    - ③ 提出先  
（1）の③に同じ。
    - ④ 提出方法  
郵送（一般書留、簡易書留又は宅配便）又は直接持参
  - (3) 入札保証金
    - ① 入札参加申込にあたっては、最低売却価格の100分の5に相当する金額を平成28年1月21日（木）から1月22日（金）までの間に入札保証金として会社が指定する口座に振り込んでいただきます。
    - ② 入札保証金の納付が確認できない場合、入札参加申込みは無効とします。
    - ③ 入札保証金には利息は付しません。
  - 4 入札参加手続に関する問合せ先  
入札参加手続等（一般競争入札実施要項、物件説明書、不動産売買契約書（案））に関する問合せ先については、3の（1）の③に同じです。
  - 5 開札日時及び開札場所
    - (1) 開札日時  
日時：平成28年2月5日（金）午後2時
    - (2) 開札場所  
熊本市中央区水前寺六丁目5番19号 熊本県住宅供給公社 202会議室
    - (3) 開札結果  
開札結果については、入札参加者全員に文書によってのみ通知します。
  - 6 落札者の決定
    - (1) 落札者は、1の（5）の最低売却価格以上かつ最高の価格で入札した者で、11の（1）に該当しない者を落札者とします。  
ただし、入札価格が最高である者が複数ある場合は、くじによって落札者を決定します。
    - (2) 落札者が、7に定める契約締結期限までに契約を締結しない時は、その落札は無効とします。
  - 7 契約の締結及び契約保証金  
落札者は、平成28年2月26日（金）までに売買契約を締結するとともに、落札額の100分の10に相当する契約保証金を会社が指定する口座に振り込んでいただきます。
  - 8 売買代金の納付等  
契約を締結した者は、平成28年3月31日（木）までに売買代金から契約保証金を差し引いた額（残代金）を会社が指定する口座に振り込むこととします。
  - 9 引渡し  
物件の引渡し日は、売買代金全額の支払い日とします。
  - 10 用途の制限等  
引渡し日から平成30年3月22日（木）までは、物件で実施中の「光の森総合住宅展示事業」を承継していただきます。
  - 11 その他
    - (1) 入札の無効  
次の各号の一つに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とします。
      - ① 競争入札に参加する資格を有しない者が入札した場合
      - ② 委任状を提出しない代理人が入札した場合
      - ③ 入札書に入札金額の記載がない場合、又は金額を訂正した場合
      - ④ ボールペン・万年筆等消えない筆記用具を使用せず入札書を作成した場合（鉛筆不可）
      - ⑤ 入札書が所定の日時までに到達又は提出されない場合
      - ⑥ 入札記載事項又は添付書類に不備がある場合
      - ⑦ 明らかに連合による入札と認められる場合
      - ⑧ その他入札に関する条件に違反した場合
    - (2) 物件の詳細及び手続の流れ  
物件の詳細及び手続の流れについては、一般競争入札実施要項、物件説明書等により確認してください。

平成27年11月27日

熊本市中央区水前寺六丁目5番19号

熊本県住宅供給公社

理事長 東 泰 治

**熊本県公安委員会規則第13号**

不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則を次のように定める。

平成27年11月27日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、不正競争防止法(平成5年法律第47号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、熊本県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う司法警察員の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定司法警察員)

第2条 公安委員会が法第35条第3項に規定する処分を請求することができる司法警察員として指定する者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 熊本県警察本部長の職にある者

(2) 熊本県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の警部以上の階級にある者

(3) 警察署の警部以上の階級にある者

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表(公告)**

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

平成27年11月27日

有明海自動車航送船組合  
管理者 川 崎 邦 宏

1 有明海自動車航送船事業の平成27年度上半期(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数191,076台、車両収入425,820,150円、同乗旅客数243,996人、同乗旅客収入87,238,390円、一般旅客数39,422人、一般旅客収入16,376,790円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数11,419台(6.4%)の増、車両収入29,341,020円(7.4%)の増、同乗旅客22,106人(10.0%)の増、同乗旅客収入6,459,770円(8.0%)の増、一般旅客数424人(1.1%)の増、一般旅客収入158,470円(1.0%)の増となる。

(2) 職員数(平成27年9月30日現在)

一般職員 10人

船舶職員 14人

合 計 24人

(3) 条例、規則の制定改廃

なし

(4) 議会議決事項

平成27年6月11日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回臨時会に上程し、同日可決された議案は、次のとおりである。

第1号 管理者専決処分の報告並びに承認について

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の一部を改正する条例

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

2 平成26年度有明海自動車航送船事業会計決算の概要

国内景気の緩やかな回復基調に加え、「有明みらい」に続くバリアフリー対応の新造船「有明きぼう」の就航により利便性の向上を図ると共に期間限定割引や島原・雲仙温泉との宿泊パック商品等地域一体となった営業活動により増収に努めた。

しかしながら、輸送台数は消費税率変更に伴う回数券の駆け込み購入の影響と台風に伴う欠航便の増加により、前年を下回る結果となった。

一方、支出面では、原油価格の高止まりによる船舶燃料費並びに電気料金等の単価上昇等による費用の増加を職員の意識向上によりその他の費用の削減に努めた結果、輸送台数の減少をカバーし、黒字決算となった。

また、本年は「長崎がんばらんば国体」の開催年であり九州内外の関係団体へのPRを実施し、競技関係者の利用促進に努めた。

(1) 平成26年度決算報告書

別表3

(2) 平成26年度損益計算書

別表4

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| (3) 平成 26 年度貸借対照表         | 別表 5 |
| (4) 平成 26 年度企業債及び一時借入金の概況 | 別表 6 |
| (5) 平成 26 年度固定資産明細書       | 別表 7 |

別表 1

平成 27 年度有明海自動車航送船事業上半期損益計算書  
(平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	490,217,899		
	(2) 運航雑入	<u>1,324,852</u>	491,542,751	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	2,124,115		
	(2) 運航経費	252,789,388		
	(3) 運航管理費	<u>144,499,519</u>	<u>399,413,022</u>	
	営業利益			92,129,729
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	3,400,000		
	(2) 雑収入	1,196,592		
	(3) 長期前受金戻入	55,758,500	60,355,092	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	0		
	(2) 雑支出	0		
	(3) 雑損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>60,355,092</u>
	経常利益			<u>152,484,821</u>
5	特別損失			76,712
	当期純利益			152,408,109
	当期繰越欠損金			<u>306,290,367</u>
	当期末処理欠損金			<u>153,882,258</u>

## 別表2

平成27年度有明海自動車航送船事業上半期貸借対照表  
(平成27年9月30日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船	3,239,194,317		
減価償却累計額	<u>1,278,057,954</u>	1,961,136,363	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	736,596,008		
減価償却累計額	<u>301,545,914</u>	435,050,094	
ニ 構 築 物	231,028,370		
減価償却累計額	<u>194,776,017</u>	36,252,353	
ホ 機 械 装 置	3,840,400		
減価償却累計額	<u>3,648,380</u>	192,020	
ヘ 備 品	46,741,720		
減価償却累計額	<u>21,759,200</u>	<u>24,982,520</u>	
有形固定資産合計			2,469,776,491
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>1,385,940</u>	
無形固定資産合計			2,143,540
(3) 投 資			
イ 出 資 金		30,000,000	
ロ 投資有価証券		<u>403,520,000</u>	
投資合計			<u>433,520,000</u>
固定資産合計			2,905,440,031
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		935,074,965	
(2) 未 収 金		5,823,192	
(3) 前 払 金		150,000	
(4) その他流動資産		18,010,003	
流動資産合計			<u>959,058,160</u>
資 産 合 計			<u>3,864,498,191</u>

## 負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 退職給付引当金		290,237,886	
(2) 修繕準備引当金		16,939,753	
(3) 長期借入金		245,456,000	
固定負債合計			552,633,639
4 流動負債			
(1) 未払金		11,649,718	
(2) 預り金		34,443,796	
(3) 賞与引当金		0	
(4) その他流動負債		1,000,000	
(5) 長期借入金		<u>27,272,000</u>	
流動負債合計			74,365,514
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		1,692,907,991	
(2) 収益化累計額		<u>167,476,695</u>	
繰延収益合計			<u>1,860,384,686</u>
負債合計			<u>2,152,430,449</u>

## 資 本 の 部

6 資本金			
(1) 自己資本金		<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計			1,855,650,000
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,500,000		
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>		
資本剰余金合計		10,300,000	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ 当期末処理欠損金	<u>153,882,258</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 153,882,258</u>	
剰余金合計			<u>△ 143,582,258</u>
資本合計			<u>1,712,067,742</u>
負債資本合計			<u>3,864,498,191</u>

別表 3

平成 26 年度決算報告書

1 収益的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額			決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額 に 係 る 財 源 充 当 額			
第 1 款 事業収益	円 1,210,773,000	円 20,797,000	円 0	円 1,231,570,000	円 △105,215,939	
第 1 項 営業収益	1,060,068,000	0	0	1,060,068,000	△59,552,372	(うち、仮受消費税及び地方消費税 74,112,268 円)
第 2 項 営業外収益	150,705,000	20,797,000	0	171,502,000	△45,663,567	(うち、仮受消費税及び地方消費税 74,112,268 円)
第 3 項 特別利益	0	0	0	0	0	289,912 円)

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	不 用 額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 増 減 額			
第 1 款 事業費	円 1,201,549,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,058,331,342	円 143,217,658	
第 1 項 営業費用	1,161,682,000	0	0	△900,000	0	1,027,616,089	133,165,911	(うち、仮払消費税及び地方消費税 42,940,134 円)
第 2 項 営業外費用	29,867,000	0	0	900,000	0	30,715,253	51,747	(うち、仮払消費税及び地方消費税 42,940,134 円)
第 3 項 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	差引繰付額 30,656,600 円)
第 4 項 予備費	10,000,000	0	0	0	0	0	10,000,000	

2 資本的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法第 26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
第1項 補助金	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	(仮受消費税及び地方消費税 0円)
第2項 固定資産売却代金	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	翌年度繰越額		不 用 額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予 備 費 支出額	流 用 増 減 額	小 計		地方公営企業 法第 26 条の規 定による繰越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額		
第1款 資本的支出	円 38,672,000	円 0	円 0	円 0	円 38,672,000	円 38,667,331	円 0	円 0	円 4,669	
第1項 建設改良費	円 8,400,000	円 0	円 3,000,000	円 0	円 11,400,000	円 11,385,331	円 0	円 0	円 4,669	(仮払消費税及 び地方消費税 844,099円)
第2項 企業債償還金	円 27,272,000	円 0	円 0	円 0	円 27,272,000	円 27,272,000	円 0	円 0	円 0	
第3項 予備費	円 3,000,000	円 0	円 △3,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額38,667,331円は、過年度分損益勘定留保資金37,823,232円並びに、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額844,099円で補てんした。

## 別表4

平成26年度損益計算書  
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	914,005,298		
	(2) 運航雑入	<u>12,398,062</u>	926,403,360	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	6,816,621		
	(2) 運航経費	666,072,995		
	(3) 運航管理費	<u>311,786,339</u>	<u>984,675,955</u>	
	営業利益			△ 58,272,595
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	4,717,602		
	(2) 長期前受金戻入	111,718,195		
	(3) 雑収入	<u>9,132,724</u>	125,568,521	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	0		
	(2) 雑支出	58,653		
	(3) 雑損失	<u>0</u>	<u>58,653</u>	
	経常利益			<u>125,509,868</u>
	当年度純利益			67,237,273
	前年度繰越欠損金			<u>373,527,640</u>
	当年度未処理欠損金			<u>306,290,367</u>

## 別表5

平成26年度貸借対照表  
(平成27年3月31日)

単位：円

		資 産 の 部		
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ	船 舶	3,239,194,317		
	減価償却累計額	<u>1,208,233,168</u>	2,030,961,149	
ロ	土 地		12,163,141	
ハ	建 物	736,596,008		
	減価償却累計額	<u>294,568,909</u>	442,027,099	
ニ	構 築 物	230,628,370		
	減価償却累計額	<u>193,241,951</u>	37,386,419	
ホ	備 品	33,931,720		
	減価償却累計額	<u>20,314,871</u>	13,616,849	
ヘ	機 械 装 置	3,840,400		
	減価償却累計額	<u>3,648,380</u>	192,020	
	有形固定資産合計			2,536,346,677
(2) 無形固定資産				
イ	電 話 加 入 権		757,600	
ロ	その他無形固定資産		<u>1,847,920</u>	
	無形固定資産合計			2,605,520
(3) 投 資				
イ	出 資 金		30,000,000	
ロ	投資有価証券		<u>403,520,000</u>	
	投資合計			<u>433,520,000</u>
	固定資産合計			2,972,472,197
2 流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金		828,355,284	
(2)	未 収 金		11,038,391	
(3)	前 払 金		156,712	
(4)	その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
	流動資産合計			<u>840,550,387</u>
	資 産 合 計			<u>3,813,022,584</u>

## 負 債 の 部

## 3 固 定 負 債

(1) 退職給付引当金	290,237,886	
(2) 修繕準備引当金	20,999,753	
(3) 長期借入金	<u>245,456,000</u>	
固定負債合計		556,693,639

## 4 流 動 負 債

(1)賞与引当金	12,780,000	
(2)未払金	71,893,592	
(3)預り金	2,533,924	
(4)その他流動負債	1,000,000	
(5)長期借入金	<u>27,272,000</u>	
流動負債合計		115,479,516

## 5 繰 延 収 益

(1)長期前受金	1,692,907,991	
(2)収益化累計額	<u>111,718,195</u>	
繰延収益合計		<u>1,581,189,796</u>
負債合計		2,253,362,951

## 資 本 の 部

## 5 資 本 金

(1)自己資本金	<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計		1,855,650,000

## 6 剰 余 金

(1)資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	9,500,000	
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>	
資本剰余金合計		10,300,000
(2)利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	0	
ハ 当年度未処理欠損金	<u>306,290,367</u>	
利益剰余金合計		<u>△ 306,290,367</u>
剰余金合計		<u>△ 295,990,367</u>
資本合計		<u>1,559,659,633</u>
負債資本合計		<u>3,813,022,584</u>

別表 6

平成 26 年度企業債及び一時借入金の概況

単位：円

① 企業債	区 分	期 首 未 償 還 高	期 中 増 加 高	期 中 償 還 高	期 末 未 償 還 高
	政 府 資 金	0	0	0	0
	公 庫 資 金	0	0	0	0
	計	0	0	0	0

② 一時借入金      なし

別表 7

平成 26 年度固定資産明細書

(1) 有形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額		備 考	
					当年度増加額	当年度減少額		
船 舶	3,235,694,317	3,500,000	0	3,239,194,317	187,409,597	0	1,208,233,168	2,030,961,149
土 地	12,163,141	0	0	12,163,141	0	0	0	12,163,141
建 物	736,894,008	0	298,000	736,596,008	15,199,933	283,100	294,568,909	442,027,099
構 築 物	225,828,370	4,800,000	0	230,628,370	7,051,076	0	193,241,951	37,386,419
備 品	32,263,488	2,251,232	583,000	33,931,720	2,957,951	553,850	20,314,871	13,616,849
機械装置	3,840,400	0	0	3,840,400	0	0	3,648,380	192,020
計	4,246,683,724	10,551,232	881,000	4,256,353,956	212,618,557	836,950	1,720,007,279	2,536,346,677

単位：円

(2) 無形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備 考
電話加入権	757,600	0	0	757,600	
その他無形固定資産	3,695,840	0	923,960	1,847,920	当年度減少額は、地方公営企業会計制度見直しに伴う経過措置
計	4,453,440	0	923,960	2,605,520	

単位：円

(3) 投 資

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備 考
有明(フェイ)-振興券	30,000,000	0	0	30,000,000	
国 債	200,078,000	605,680,000	402,238,000	403,520,000	
計	230,078,000	605,680,000	402,238,000	433,520,000	

単位：円

**熊本県社会福祉審議会公告第1号**

熊本県社会福祉審議会の会議を次のとおり開催する。  
平成27年11月27日

熊本県社会福祉審議会委員長 石橋敏郎

- 1 日時  
平成27年12月21日（月）午後3時から
- 2 場所  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室  
(熊本中央区水前寺六丁目18番1号)
- 3 議題
  - (1) 各専門分科会等の開催状況について
  - (2) 幸せ実感くまもと4カ年戦略の取組状況（社会福祉分野）について
  - (3) 「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「熊本県人口ビジョン」について
  - (4) 第3期熊本県地域福祉支援計画の策定について
  - (5) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の見直しについて
  - (6) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
審議会の会議は原則公開とし、傍聴手続の概要は次のとおりとする。ただし、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、会議を非公開とすることもある。
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県社会福祉審議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）  
(電話096-333-2193)

**正 誤**

昭和25年12月20日熊本県条例第60号（熊本県建築審査会条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	行	正	誤
甲二	下	14	組織	幹事及び書記